

訴 状

2014年12月9日

八王子簡易裁判所 御中

慰謝料請求事件

訴訟物の価格 140万円
貼用印紙額 1万2千円
予納郵券 8千円

請求の趣旨

- 1 被告らは原告に対し、連帯して、金140万円及び、これに対する訴状送達の日
の翌日から、支払い済みまで、年5%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。との判決、並び仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

原告は、1996年に虚偽告訴されて服役、再審請求目的に事件関係者を提訴、この書証と主張をインターネット上で流す活動に明け暮れている。

被告らは、最高裁事務局に拠る資産篡奪事件の被害者と称して、支援者を募り国賠訴訟、指揮権発動要請、刑事告訴等の書面をネット媒体に流布・喧伝している。

第2 事実の経緯・概要

2010年10月24日、参加した検察糾弾デモ行進で両名の被告の主張する「柏市戸籍改ざん事件」を初めて知った、その後に事件の概要を原告hpに掲載して、被告小川から依頼された未公開の事件記録など、大量な資料を順次にネット公開する支援をした。

しかし2012年暮頃から、両被告の言動・主張論旨の矛盾から、裁判外での示談目的とする事件屋の疑いが浮上した。

インターネット掲示板には、柏市戸籍改ざん事件支援活動した元支援者の両被告への不信・怨嗟の声で満ちている、また第三者にも意見を求めての結果、事件の真相解明を求めて糾問・糾弾した、この過程で被告吉田は広域暴力団・極東会に關係して被告小川はヤクザ者を証明する指詰めをしていることが判明、即座に關係解消通告をした。2013年4月。

同時してネット上で両被告による、原告への悪罵罵倒・個人情報流布・人格攻撃が始まり、当初は無視していたものの詐欺師・犯罪者と実名を挙げての誹謗中傷に、両被告の共同不法行為を東京地裁立川支部に提訴した。

しかし被告吉田は送達先を隠して、補正命令から調査するも適わず、仕方なく被告小川単体への訴状に差し替えた、両被告の共謀した犯罪行為を、共同不法行為で訴えてこそその争点になる。

応訴義務から逃げた被告吉田、その後の調査から送達先が判明、先行した小川訴訟から、4月後に吉田訴訟を提起した。

第3 前訴事件の情実・経緯

吉田の敵前逃亡から不法行為成立要件が脆弱となり、訴状取下げに追い込まれたが納入した印紙代から、仕方なく小川訴訟に変更した。平成25年(ワ)1555号事件争点提起としたのは被告の、(A)不実告知 (B)偽計業務妨害。

初口頭弁論で中山裁判官は、次回期で原告反論、その後の被告主張と述べた。

しかし二回期で、被告準備書面を陳述したところで突然に結審宣言をした、この不審は判決理由にあった。

特に、戸籍の改ざんがあれば、戸籍訂正自体は、特別家事審判事項であることは明白であるから、被告に対し、その審判を求めれば足りるのであるし、反対当事者（被告と対立する親族）が存在する以上、当然、その者らの権利侵害の可能性もあるのであるから、反対当事者の主張も十分に吟味し、慎重に掲載の可否を判断すべきであった。

争点である不実告知のひとつに、被告小川は戸籍訂正申立を家庭裁判所にしているか、否か、被告小川は地裁には相談したが家裁には行っていないと明言している。ところが二回期に提出した被告準備書面は、真逆な事実を具体的事実として主張した。この準備書面も答弁書も、以後の高裁被控訴人答弁書、被控訴人準備書面も総て作成者は当事者小川でなく、**応訴義務から逃げた吉田の作成であることを小川は認めた。**

第4 法律上の争訟及び、主張と争点

(1)争点 A 有形偽造

小川訴訟の原審答弁書・準備書面を読んだところ、小川には関係のない主張が見られて、文体・罵倒口調も被告吉田を窺わせる不審な書面である。

例えば、小川の準備書面には「ネット上で最高裁爆破の虚偽の風説流布をしている」小川も原告も最高裁爆破など訴状になく、また口にもしていない、これを騒いでいるのは吉田のみである。

更に小川訴訟準備書面でも最高裁爆破に拘り、吉田特有の悪罵である「原告は何を惚けているのか、企んでいるのか！」一瞥して吉田が作成した書面と解り、小川を問い詰めたところ、訴訟書面は吉田が作成して、小川はこれに押印をして裁判所に郵送していた・・当事者の小川は書面送達する役割をしていたと認めた、この証左として小川宅にはプリンターがない。

被告 小川達夫



原告準備書面（1）に対する反論

被告小川を装った吉田の作文

(1) 争点 A

(イ) については事実である。1週間後の柏法務局担当官の回答は、特別な事情若しくは裁判所からの命令があれば開示するとのことである。

(ロ) 家裁と検察に相談に行っている。

(ハ) 法テラスの担当弁護士は、弁護士なら戸籍の副本の閲覧はできるとのことである。

(二) 松戸家裁には3回程相談に行っている。平成24年4月7日松戸家裁の担当官やまとや氏の回答(指導)は“裁判でハッキリしたほうがよい”。とのことである。

平成25年8月9日松戸家裁の受付担当官広瀬氏は裁判で不服の申し立てをして下さいと追い払われるような有り様である。

上記イ、ロ、ハ、二について原告は何を言いたいのか？

小川と吉田のこの所為は文書名義を偽る有形偽造であり、偽造とは文書の名義人と作成者との間に、齟齬を生じさせることであることを理解した上で、「作成者が名義人の名義を用いて、文書を作成する権限を与えられていても」法廷提出して陳述されれば公文書となる書面は、作成者にその権限があったか、否か、また齟齬の有無を論ずるまでもなく、刑法の私文書偽造・行使が成立する。

共謀した被告らは裁判所と原告に対して、吉田作成の書面を小川書面と偽り、欺罔して錯誤に陥れた、名義人小川と、作成者吉田との人格の同一性に齟齬が生じた。この為全面勝訴した小川も以下のとおり、原判決は事実誤認であると控訴をした。

被控訴人は やむにやまれず控訴
人の要望に副って新たな証拠書面を提出しますので 控訴審においては 事実
審査を厳重に行い真相を明らかにし このような不幸な事件の終結を願いたい。
被控訴人の被害は甚大で測りきれない。

名義人と作成者との人格の同一性に齟齬を生じさせ、公的信用を損なわせれば当罰性がある。

◆名義人の承諾

名義人の同意があれば文書の作成は名義人の意思を表示しているので、主体の同一性についての偽りはなく有形偽造は存在しないことになる。

しかし、承諾があっても作成者と名義人が同一になるわけではない。

運転免許申請書など自署性を要する文書(同一性が厳しく要請される文書)の場合は、文書についての責任を名義人が取ることができなければ、その文書の公共的信用は損なわれる。

判例では、このような文書を作成することは、たとえ名義人の承諾があっても、法の許すところではない、とされる。また文書作成権限を逸脱すれば有形偽造となる。

◆裁判所提出と相手提出の証拠が違う

原审の被告準備書面にある乙第1・3号書とは、開示された戸籍原本・柏市認定原本である、ところが小川が原告に郵送してきた乙1・3号証は、平成21年(ワ)第1135号事件の準備書面二通である。

裁判所に提出した乙第1・3号証と、原告に直接に郵送した乙第1・3号証は違う書面提出をした、原告は小川から送られた乙第1・3号証をネット掲載したところ、小川は裁判所が証拠の差し替えをしたと騒ぎ出した。

勝訴人小川のいう已むに已まれず控訴とは、吉田作成の被告小川書面の作成から主張事実が歪められた・正しく作成者と小川には人格の齟齬が生じたのである。

そこで小川は初めて原判決が指弾する、反対当事者との土地所有確認等訴訟の準備書面を提出した、小川なりに控訴審で”戸籍改ざん事件ワールド”を控訴審で披露したかった、事実そうであれば控訴審で反訴をすべきである。

証拠 すり替え

投稿者:小川 投稿日:2014年3月27日(木)09時46分40秒

立川裁判 柏戸籍事件の 被告の提出した 証拠類は誰が 抜いて 証拠 すり替えを 行ったか判りますか これも犯罪隠しの裁判ですか。高裁の判決を待ちます。

ゆすり・やめて

投稿者:小川 投稿日:2014年3月27日(木)12時39分3秒

被告の証拠を すり替え 抜いたのは 事件や ・ ユスリたかりや だと思います。

すごいですね 裁判所まで 闇が 管理しているみたいです。

くれぐれも 私の証拠を ゆすり・たかりに利用しないで下さい 公開できないのは よく見えます。

争点A 小括

吉田の所為は代理の冒用であり、文書偽造罪は財産犯とは罪質が異なる(文書の公共的信用が保護法益) 判例は、文書作成権限を逸脱すれば有形偽造となる。

(2)争点B プロバイダ責任制限法 強要罪

インターネット匿名掲示板での吉田に抛る実名暴き・人格攻撃・個人情報流布を争点として提訴した吉田訴訟、この裁判所の判断は実名公表したと認める証拠はない。百歩譲って認容するにしても、これは吉田訴訟提起した昨年11月末迄の出来事である。

(2) 被告による不法行為2について

ア まず、インターネット上の原告の実名の公表について、被告はこれを否認しているところ、本件記録上、被告が本件訴訟提起までの時期に、原告の実名をインターネット上で公表したことを認めるに足りる証拠はない。

訴状受理してからの吉田のヘイトスピーチ・実名暴き・人格攻撃は以前にも増して苛烈になり、その為の実行手段は、デタラメ判決掲示板・糾弾掲示板を使い為された、しかし糾弾掲示板管理者は吉田・小川らの投稿を制限する処置を講じた。そこで吉田は場所を変えて、週刊相場情報掲示板とデタラメ判決掲示板で執拗な実名暴き・人格攻撃を執拗に繰り返してきた。これにデタラメ判決掲示板の管理者・巫召鴻を提訴したところ、被告・巫召鴻は答弁書で以下のことを述べている。

2018年12月に、原告は具体的な理由を語らずに、原告と訴訟をしている相手の投稿を全面的に削除するように、掲示板の投稿を通して管理者に要求した。被告は、原告が問題としている投稿者と思われるハンドル名「北京や」氏に連絡し、「原告が文句を言っているので、そういう投稿を控えて欲しい。もしも、そのような主張をインターネットで発信したい場合には、専用の掲示板などを立ち上げたらどうか、その支援はする」と相談したところ、「原告とは訴訟になっており、裁判の場ですぐに決着をつけるから、今後、掲示板に投稿しないし、専用の掲示板等も不要だ」ということだったので、管理者として次のような投稿を掲示板に書き込むにとどめた。

巫召鴻は吉田に専用掲示板の提供を申出ているのである、この事実と同時して立ち上げされた小川の週刊相場情報掲示板、この掲示板に吉田は罵倒投稿を始めた。

小川が管理者とする週刊相場情報掲示板に、連続投稿する吉田の記事削除を要請したところ、小川は「当該掲示板は誰か知らない第三者が登録して、この管理も他者が行い操作できる立場にない」

この掲示板には小川も投稿しているが、他の投稿者はなく、吉田の独占状態になっている、小川に管理者責任に基づく是正措置を強く要求したところ、小川は近日中にも警視庁に赴きサイバーポリスに相談するという。

実際に行ったのか、否かは解らないが、小川は三月にネット関連を扱う警視庁刑事部捜査第二課に告訴状を送達している、しかし千葉県警への提出を求められた。

小川は週刊相場情報掲示板の閉鎖を切望して、サイバーポリスに相談をしている、この事実からも、**掲示板存続を強要する吉田には強要罪が成立する可能性がある。**

小川管理の掲示板の操作も出来ず、閉鎖の権限もないという面妖な小川に対して、掲示板の登録者・管理者を明かすべく、無料掲示板をサービスするプロバイダ宛てに以下の開示請求を行った。

発信者情報開示請求書

貴社が管理する特定電気通信設備に掲載された下記の情報の流通により、私の権利が侵害されたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項に基づき、貴社が保有する、下記記載の、侵害情報の発信者の特定に資する情報を開示下さるよう、請求します。

なお、万一、本請求書の記載事項に虚偽の事実が含まれており、その結果、貴社が発信者情報を開示された契約者等から、苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。

貴社が管理する特定電気通信設備等	http://6212.teacup.com/souba/bbs
掲載された情報	週刊相場情報掲示板 投稿者勝犬 他の投稿者は皆無です。
侵害された権利	信用毀損 業務威嚇妨害
権利が明らかに侵害されたとする理由	請求人は20年に亘り冤罪主張をしており、現在は第三次再審請求申立の準備中である。 司法犯罪を告発する立場から、些細な反則や人格侵害には細心の注意を払い、また虚偽事実を実名報道されたトラウマ・迫害からネット発信にはハンドルネームである「遂犯無罪」を使用して実名公開はしていない。 こうした司法糾弾活動の中で小川・吉田などと知り合い、高アクセスがある我がhp”司法の崩壊”の中で事件支援・紹介をしてきた。 ところが、この者たちは四者は解決済みの民事事件の書証など改竄して、相手方を威嚇すべく、ネット上で騒ぐ事件屋であることが判明した。 インターネットを使い虚偽事実の流布・情宣するサイコパス4人を順次に提訴して、損害賠償請求は棄却であるが、告発事実は判決で認められる実質上の勝訴を得ている。
発信者情報の開示を受けるべき正当理由	この週刊相場情報掲示板の登録者・管理者は誰か、小川達夫に何度となく聞き質すが、掲示板の登録者どころか、管理者でもない、この掲示板は他者が登録をしており、記事削除したくとも出来ない。 小川は、週刊相場情報掲示板に投稿され続けている、吉田の記事はへとスピーチ・人格攻撃であると認識している、しかし記事消去など操作できる立場でなく困惑していると述べている。 従って、登録者・管理者が判明すれば、この者への記事消去請求で終える事件である。

第5 損害

本訴訟での損害とは金銭化するのは難しいが、小川・吉田を共同不法行為で提訴してこそ事実解明が可能となった事件は、小川と吉田の策謀から二つの別事件にされた。

これに基因した本訴訟ゆえに、算出する実質的損害としては、小川訴訟(最高裁)、吉田訴訟(高裁確定)に費やした印紙・郵券、交通費は合わせて20万円程になる。また民法719条1項のいう両被告の所為は客観的共同性があり、小川掲示板で吉田は検索ワード目的に執拗に原告の実名を連呼、冤罪主張している原告に詐欺師・犯罪者というキーワードが出てのは、甚く心痛・憤怒に耐えない。

被告の訴訟書面の捏造から翻弄され続けた小川訴訟・吉田訴訟、この一年半に及ぶ徒勞の訴訟活動で被った時間・物質的被害は140万円を下らない、連帯して支払え。

第6 結語

小川訴訟判決の骨子は家裁に相談したか、否か、この判決に小川は不満である、何故か・・・それは小川は家裁に相談に行くとは言っているが、実際は訪ねていない。小川自身も認める吉田作成の小川書面、この陳述された証拠に基づき裁判所は、柏市戸籍改ざん事件は虚構事件と判断、この中山判決は最高裁で確定した。原告敗訴で終えた小川訴訟・吉田訴訟であるが、勝訴人小川は不満たらたらであり、控訴裁判所書記官の助言から発見したという、松戸地裁に拠る和解調書の改ざんを騒ぎ出して、匿名鑑定人の印字鑑定書まで公開する風説の流布をしている。

原告は、検事面前調書の偽造・判決原本の不在・架空刑事裁判等と、司法制度の根幹に及ぶ司法崩壊を書証を添えてネット告発している。

強大な国家権力相手に、威信・秩序を損なう主張・行動は、異端者・狂人扱いされる。こうした外圧から極端に触れてしまう謀略論に走り易い、初めて反検察で連帯行動した柏市戸籍改ざん事件の二人組、この小川と吉田は裁判外での示談目的とする事件屋であった。

柏市戸籍改ざん事件を真実と受止め原告hpで支援した無念から、事件屋の巣窟サイト・デタラメ判決を正す掲示板・裁判正常化道志会掲示板、更に逆転無罪者・北詰淳司の欺瞞・虚構を民事提訴する社会告発をした。

これら損害賠償請求事件であるから原告主張は認容されないが、請求事実については概ね事実認定がされた、形式的敗訴、実質的勝訴の意義在る訴訟沙汰であった。また特記すべきは訴訟提起後の被告の私文書偽造(吉田の有形偽造)・公文書偽造(小川の和解調書改ざん)、デタラメ判決掲示板管理者・巫召鴻・谷口功など、裁判所前で騒ぐ事件屋一掃に向けた成果が得られた。

そして2012年3月に北詰淳司を提訴した裁判は、地裁五回の口頭弁論を経て、双方控訴で先日の12月1日に控訴審が開かれる筈であったが、北詰は出廷拒否して現れなかった、この北詰訴訟も燃やせ殺せ坪井隆作訴訟と事後共謀する刑事事件となり、原告は北詰・坪井の虚偽告訴に基づく家宅捜索から、被疑者送検事件となっている。これら一連のサイコパス・事件屋相手のスクラップ訴訟の目的は、再審請求に向けた原告hpのアクセス稼ぎと社会公益目的にある。

虚偽告訴から投獄されて18年半が過ぎる、虚偽告訴ほど酷いものはない、人生がメチャメチャにされた、さて公益性ある鬱憤晴らしから切り替えて、年内に第三次再審請求申立をしたいものだ。

なお、被告らが移送申立しても、損害賠償の義務履行地は、原則として債権者の現住所地になる、前訴では北詰・小川・巫の何れもが却下されている。

以上

証拠方法

甲第1号証から、甲第9号証まで提出する。

2014年12月9日

証拠説明書

原告

号証	標目	写し 原本	作成 者	立証趣旨
甲1	訴えの取り下げ 2013年8月	写し	裁判 所	応訴義務から逃げる吉田の送達先調査をしたが適わず、吉田提訴を断念した事実。
甲2	吉田の投稿記事 2012年4月14日 小川の検事総長宛の上申書 2012年2月7日	写し	小川 吉田	吉田は松戸家裁が戸籍訂正申立を受理せず、通常裁判で争えと言われた。小川は松戸地裁等に相談するも拒否されたと言う。 吉田の家裁、小川の地裁、この違いが本訴訟の争点Aである有形偽造の事実。
甲3	小川訴訟控訴審に提出した小川の証拠説明書 本年3月	写し	吉田	小川に成り代わり、吉田が小川書面を作成していた。 意志疎通の不一致から欠陥書面がされた事実。
甲4	小川訴訟控訴審に提出した小川の控訴理由書 本年3月	写し	吉田	小川と原告の係争でありながら、小川と原告間には意味不明な記述がされている。 また一瞥して吉田の作成と解る口調を平然として記述、吉田には他者名義の裁判書面を作成する違法性が全く理解していない事実。
甲5	インターネットサービス GMOからの通知書 本年8月 原告の異議申立書 本年10月	写し	GMO 原告	発信者情報不開示決定に対して、小川掲示板の名義人と称する小川自身が、契約解除を望んでいる、何故に解除できないかと問いに、当該会社は「小川氏とは話の出来る相手が管理者」と答えた。 登録・管理者とは、吉田か巫召鴻を指していると思える事実。

甲6	小川の週刊相場情報 掲示板 本年10月	写し	吉田	原告の掲示板リベンジは、如何なる投稿記事、投稿者の制限はしていない、投稿は即時掲載している。 然るに、吉田はアクセス・投稿拒否していると小川の掲示板で虚偽風説をしている。吉田は小川掲示板にネット検索結果目的に原告の実名を連呼して、犯罪者・詐欺者と喧伝している。 これら膨大な投稿記事は追って証拠提出する。
甲7	原告掲示板リベンジ	写し	小川	実際に小川は、原告掲示板で原告への中傷投稿を繰り返している、これらは即時掲載されて、悪意あるものは削除している。 原告のハンドルネームはお不動さん、小川は「悪事のすり替えの転載・強請り家などの嫌がらせ投稿をしている、しかしこうした記事も即時掲載している。
甲8	警視庁刑事課からの返 戻の通知書 本年4月	写し	警視 庁	小川掲示板の契約解除を切望する小川は、サイバーポリスに相談をした、しかし何故に警視庁にしたのか。 これは控訴審に係属している係争を優位にすべくポーズしたものと思える。 事実、この4月以降は何らの行動も起こしてはいない。
甲9	巫召鴻に提出した原告 の意見書 本年1月	写し	原告	小川は、八王子簡裁に提訴すれば、移送申立をすと言明しているが、民法第484条から却下される可能性が高い。 時間稼ぎをしても無駄な事実。